



平成 27 年 8 月 21 日

各 位

会 社 名 テクノプロ・ホールディングス株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 兼 CEO 西 尾 保 示  
(コード番号：6028 東証一部)  
問 合 せ 先 取締役 兼 CFO 佐 藤 博  
(TEL. 03-6385-7998)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 8 月 21 日開催の取締役会において、定款の一部変更についての議案を、第 10 回定時株主総会（平成 27 年 9 月 29 日開催予定）に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の理由

- (1) 平成 27 年 8 月に公表した中期経営計画「Growth 1000」において、当社グループの事業ドメインを技術系人材サービスと定めたことに対応し、事業目的を明確化するため、現行定款第 2 条（目的）を変更するものであります。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行され、新たに業務執行取締役等でない取締役、及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能になりました。これに伴い、これらの取締役及び監査役についても、その期待される役割を十分に発揮できるようにするため、現行定款第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項及び第 39 条（監査役の責任免除）第 2 項の一部をそれぞれ変更するものであります。  
なお、定款第 28 条（取締役の責任免除）第 2 項の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (3) 「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）が平成 27 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款第 20 条（補欠取締役）第 1 項及び第 31 条（補欠監査役）第 1 項について、根拠条文の変更を行うものであります。
- (4) その他、字句の修正を行うものであります。

#### 2. 定款の変更内容

変更の内容は、別添のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 9 月 29 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 27 年 9 月 29 日（予定）

以上

(別添)

(下線部分は変更箇所を示しております)

現行定款	変更案
<p>第2条 (目的)</p> <p>当会社の目的は次のとおりとする。</p> <p>1. ～2. (条文省略)</p> <p>3. <u>経営、不動産、人事に関するコンサルティング業務</u></p> <p>4. <u>広告、宣伝業務</u></p> <p>5. 前各項に附帯関連する一切の業務</p>	<p>第2条 (目的)</p> <p>当会社の目的は次のとおりとする。</p> <p>1. ～2. (現行どおり)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>3. 前各項に附帯関連する一切の業務</p>
<p>第8条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(2) (条文省略)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>	<p>第8条 (単元未満株式についての権利)</p> <p>当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</p>
<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載<u>または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>第14条 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類<u>及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>
<p>第20条 (補欠取締役)</p> <p>当社は、会社法第329条第<u>2</u>項に規定する補欠の取締役を選任することができる。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p>	<p>第20条 (補欠取締役)</p> <p>当社は、会社法第329条第<u>3</u>項に規定する補欠の取締役を選任することができる。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>第 28 条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外取締役</u>との間で、当該<u>社外取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 28 条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>取締役 (業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間で、当該<u>取締役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>
<p>第 31 条 (補欠監査役) 当社は、会社法第 329 条第 2 項に規定する補欠の監査役を選任することができる。</p> <p>2. ～3. (条文省略)</p>	<p>第 31 条 (補欠監査役) 当社は、会社法第 329 条第 3 項に規定する補欠の監査役を選任することができる。</p> <p>2. ～3. (現行どおり)</p>
<p>第 37 条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令<u>または本定款</u>のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>	<p>第 37 条 (監査役会規程) 監査役会に関する事項は、法令<u>又は本定款</u>のほか、監査役会の定める監査役会規程による。</p>
<p>第 39 条 (監査役の責任免除) (条文省略)</p> <p>2. 当社は、<u>社外監査役</u>との間で、当該<u>社外監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>	<p>第 39 条 (監査役の責任免除) (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、<u>監査役</u>との間で、当該<u>監査役</u>の会社法第 423 条第 1 項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金 500 万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</p>